

議案第29号

佐倉市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年8月23日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市都市公園条例の一部を改正する条例

佐倉市都市公園条例（昭和47年佐倉市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条の4第6項を同条第7項とし、同条第5項中「前3項」を「第2項から前項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 市の設置に係る公園についての政令第6条第6項に規定する場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、政令第6条第6項に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

第7条第1項第1号ア、第2号ア及び第3号ア中「、氏名及び職業」を「及び氏名」に改め、同条第2項第1号中「、氏名及び職業」を「及び氏名」に改め、同項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 公園の復旧方法

別表第1の2競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをすることの項中「8円」を「12円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考

- 1 使用料の額は、第3条第1項又は第3項の許可を受けた面積が1平方メートル未満であるとき、又は当該面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算するものとする。
- 2 使用料の額が日額で定められている場合において、第3条第1項又は第3項の許可を受けた期間が1日未満であるとき、又はその期間に1日未満の端数があるときは、1日として計算するものとする。
- 3 使用料の額が時間を単位として定められている場合において、第3条第1項又は第3項の許可を受けた期間が1時間未満であるとき、又はそ

の期間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

- 4 使用料が1件100円以上の場合において、10円未満の端数があるときは、その端数金額は、切り捨てるものとする。

別表第2公園施設を設置する場合の項中「1平方米」を「1平方メートル」に改め、「以内」の次に「(公募の方法により公園施設の設置又は管理の許可をする場合は、当該公募において決定した金額とする。)」を加え、同表に備考として次のように加える。

備考

- 1 使用料の額は、法第5条第1項の許可を受けた面積が1平方メートル未満であるとき、又は当該面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算するものとする。
- 2 使用料の額は、法第5条第1項の許可を受けた期間が16日以上1月未満であるときは、1月分の額とし、15日以内のときは、1月分の半額とする。
- 3 使用料が1件100円以上の場合において、10円未満の端数があるときは、その端数金額は、切り捨てるものとする。
- 4 使用期間が1月未満であるものに係る使用料については、消費税相当額を加算した額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 別表第1の2競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをするこの項中「8円」を「12円」に改める改正規定は、この条例による改正後の佐倉市都市公園条例第3条第1項又は第3項の許可を受けた令和4年4月1日以後の行為に係る使用料について適用する。